

# 特定非営利活動促進法に基づく監督権限の行使に関する基本方針

平成26年12月19日

熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課

熊本県くまもと県民交流館

## I 総則

### 1 目的

この方針は、熊本県知事が所轄する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に対して行う特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定する監督権限の行使について、その基本的事項を定め、もってNPO法人の健全な発展を推進することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

法は、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、NPO法人は自らに関する情報を広く公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴であり、この点を考慮すると、県による監督権限の行使は、原則として抑制的な姿勢であるべきである。しかし、法令等違反の重大性、当該行為が引き起こしている社会的影响、NPO法人制度の信頼性や安定性の確保のため、県は、必要があると判断する場合には、法に規定する監督権限を行使する。

なお、法の運用については、本方針の他、内閣府の「NPO法の運用方針」（平成15年3月25日制定、平成15年12月18日改定）に準拠して行う。

## II 監督権限の内容

NPO法人に対する監督権限の行使については以下のとおり定める。

### 1 報告及び検査（法第41条第1項）

県は、NPO法人が提出する事業報告書等又は県が収集した資料、県民等からの情報提供及び監事からの報告等により、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該NPO法人に対して、その業務若しくは財産の状況について報告を求め、又は、当該NPO法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査する。

なお、報告及び検査の前段として、必要に応じて当該NPO法人から任意で事情聴取等の協力を求ることとする。

### 2 改善命令（法第42条）

#### (1) 改善命令の実施

県は、法第41条第1項による報告及び検査などにより、NPO法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令や定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該NPO法人に対して期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命じる。

#### (2) 改善命令の手続

改善命令に係る手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年熊本県規則第45号）に従い行う。

#### (3) 改善状況の確認

県は、NPO法人に対して改善命令を行った場合は、その改善のために必要な措置が

採られ、改善が図られたことの確認を行う。

(4) 県民への情報提供

県は、改善命令を行った場合は、次に掲げる事項について、県のホームページ及びくまもと県民交流館内掲示板において県民に対し情報提供を行う。

- ア 当該N P O 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 役員の氏名（定款により代表権の制限を設けている場合は、代表権を有する特定の理事の氏名のみ）
- ウ 当該N P O 法人に対して改善のために必要な措置を探るべきことを命じた事実
- エ 改善のための措置状況

3 設立の認証の取消し（法第43条第1項、第2項）

(1) 県は、N P O 法人が法第42条に基づく改善命令に違反した場合であって、以下の対応をとったとしても監督の目的を達することができないと判断したときには、当該N P O 法人の設立の認証の取消しを行う。

- ア 再度の改善命令
- イ 罰金刑の告発による改善（法第78条第1項）
- ウ 当該N P O 法人の事業等における他の行政機関による監督

(2) 設立の認証の取消しにあたっては、原則として改善命令を経ることとするが、N P O 法人が法令に違反した場合で、その違法行為をめぐる社会的状況が極めて深刻であり、改善命令によってはその改善を期待することができないことが客観的状況から明白であり、かつ、他の方法によっては監督の目的を達することができないと判断したときには、改善命令を経ずして当該N P O 法人の設立の認証の取消しを行う。

(3) N P O 法人が3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該N P O 法人の設立の認証の取消しを行う。

なお、督促等に関する手続については、「事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に関する取扱要領」による。

(4) 設立の認証の取消しに係る手続

設立の認証の取消しに係る手続については、行政手続法及び熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に従い行う。

(5) 県民等への情報提供

県は、設立の認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県のホームページ及びくまもと県民交流館内掲示板において県民等に対し情報提供を行うとともに、関係機関等へ通知する。

- ア 当該N P O 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 役員の氏名（ただし、ホームページにおいては、定款により代表権の制限を設けている場合は、代表権を有する特定の理事の氏名のみ）
- ウ 設立の認証の取消しに至った理由